

令和3年6月21日

令和3年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和3年度国立研究開発法人森林研究・整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

令和2年度の調達の現状は、「令和2年度調達等合理化計画実施自己評価」の業務実績のとおりである。特に、随意契約と一者応札・応募についての具体的内容は以下のとおりである。

(1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、競争性のない随意契約の件数は99件（前年度101件）で全契約件数が増えているなかで競争性のない随意契約は減少している。なお、それぞれの随意契約については、随意契約審査委員会や契約監視委員会で同契約とした理由等が適切とされている。

競争性のない随意契約の主なものは、国立研究開発法人森林研究・整備機構の土地や職員宿舎等の賃貸借契約等以下の①～④である。

令和2年度の競争性のない随意契約の主な類型は、以下のとおりである。（ ）内は前年度

- ① 国立研究開発法人森林研究・整備機構の土地、職員宿舎等の賃貸借契約
15件 0.6億円(16件 1.2億円)
- ② 国等の委託事業の公募等に共同研究グループの中核機関として応募し受託した事業であつて、当該事業の一部を当該共同研究グループの構成機関に対して再委託したもの
6件 0.5億円(5件 0.4億円)
- ③ 研究用特殊物品等の調達契約
3件 0.1億円(9件 0.3億円)
- ④ 森林保険センター森林保険事務委託（単価契約）
47件 — 円(47件 — 円)

表1 令和2年度の国立研究開発法人森林研究・整備機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	令和元年度		令和2年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(74.0 %) 293	(89.5 %) 27.9	(75.7 %) 311	(95.0 %) 51.4	(6.1 %) 18	(84.5 %) 23.5
企画競争・公募	(0.5 %) 2	(0.7 %) 0.2	(0.2 %) 1	(0.4 %) 0.2	(△ 50.0 %) △ 1	(0.0 %) 0.0
競争性のある契約(小計)	(74.5 %) 295	(90.2 %) 28.1	(75.9 %) 312	(95.4 %) 51.6	(5.8 %) 17	(83.8 %) 23.5
競争性のない随意契約	(25.5 %) 101	(9.8 %) 3.1	(24.1 %) 99	(4.6 %) 2.5	(△ 2.0 %) △ 2	(△ 18.2 %) △ 0.6
合計	(100 %) 396	(100 %) 31.2	(100 %) 411	(100 %) 54.1	(3.8 %) 15	(73.8 %) 23.0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注3) 「競争入札等」には、不落・不調の随意契約を含む。

(2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は表2となっており、契約件数は137件(前年度127件)で全契約のうち44.9%(前年度43.6%)を占めており、前年比10件増だが、割合は同等程度である。契約金額で見ると34.7億円(前年度8.9億円)で全契約金額のうち70.3%(前年度31.9%)を占めており、前年度比25.9億円の増で割合は291.1%増となっている。なお、入札の実施にあたっては競争性の確保の観点から事前に入札審査委員会で審査を行ったうえで実施している。

2年度の一者応札・応募の主な類型は、以下のとおりである。()内は前年度

① 分析機器等研究用機器等の購入契約	33件 2.5億円(18件 1.0億円)
② 施設等保守管理等契約	14件 5億円(15件 1.2億円)
③ 調査、研究委託業務等契約	43件 2.6億円(41件 2.0億円)
④ 分析機器等研究用機器の保守・点検等契約	19件 20億円(21件 2.0億円)
⑤ 電気需給契約	3件 0.1億円(1件 0.02億円)
⑥ 試薬、液体窒素等の消耗品購入契約	6件 0.2億円(12件 0.6億円)
⑦ 工事等契約	9件 2.0億円(14件 1.7億円)

①研究用機器等購入は、前年度に比して15件増、金額で1.5億円増となっている。これは応札・応募者が限られる特殊な研究用機器の購入が増えたためである。また、②施設等保守管理等契約は1件減、3.8億円の増、④分析機器等研究用機器の保守・点検等契約は2件減、18億円の増となっている。②や④の金額が増えているのは、中長期目標期間と同期間の複数年契約を締結したことから、5年分の金額を計上しているためである。特に、④については高額なシステム調達の金額が計上されている。

表2 令和2年度の国立研究開発法人森林研究・整備機構の一者応札・応募状況(単位:件、億円)

		令和元年度	令和2年度	比較増△減
2者以上	件数	164 (56.4%)	168 (55.1%)	4 (2.4%)
	金額	19.0 (68.1%)	14.7 (29.7%)	△ 4.3 (△ 22.7%)
1者以下	件数	127 (43.6%)	137 (44.9%)	10 (7.9%)
	金額	8.9 (31.9%)	34.7 (70.3%)	25.9 (291.1%)
合計	件数	291 (100%)	305 (100%)	14 (4.8%)
	金額	27.9 (100%)	49.4 (100%)	21.6 (77.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注4) 不落・不調の随意契約については本表には含まれないため、別表1の「競争性のある契約」の計数と一致しない。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析や「令和2年度調達等合理化計画実施自己評価」等を含め総合的な検討を行った結果、研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達関係並びに一者応札・応募関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達

研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、令和3年度においても引き続き①～③の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。

- ① 単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。
【調達手続きの簡素化と納期の短縮】
- ② 物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。
【調達手続きに要する事務量の節減】
- ③ 複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。
【調達手続きに要する事務量の節減】

（2）一者応札・応募の改善

一者応札・応募となっている調達について、令和3年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指す。

- ① 入札審査委員会による事前審査の実施 【審査件数】
- ② 調達見通しを作成しウェブサイトで公表 【公表件数】
- ③ 入札説明書受領者へのアンケートの実施と結果の分析 【アンケート実施件数】
- ④ 入札に参加しやすい環境を作るため、ウェブサイトから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施 【仕様書等のアップロード件数及びダウンロード件数】
- ⑤ 仕様書における業務内容の明確化及び必要最低限の仕様作成に努めるよう職員へ周知
【仕様書の作成】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、（1）、（2）及び（3）を含めて引き続きこれを継続する。

また、調達ガバナンスの徹底を図るため（4）の措置についても併せて行う。

（1）検収の徹底

不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（または検査関係書類）を作成することとする。

【監査室による点検実績等】

（2）研究費執行マニュアルの改定等

預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。

【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】

(3) コンプライアンスの・ハンドブックの改定等

研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、コンプライアンス・ハンドブックを必要に応じて改定するとともに、役職員にコンプライアンス研修を実施し、周知徹底を図る。

【コンプライアンス・ハンドブックの改定等】

(4) 随意契約審査委員会による点検

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。

【随意契約審査委員会による事前点検実績等】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事（企画・総務・森林保険担当）を総括責任者とする調達等合理化検討委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 理事（企画・総務・森林保険担当）

副総括責任者 総括審議役（研究・育種）

委員 審議役（研究・育種）、審議役（総合調整）、審議役（森林保険）、
企画部長、総務部長、調達課長、資産管理課長、財務課長、保険経理課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人森林研究・整備機構のウェブサイトにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。